

◆諏訪圏域外の施設で産後ケアを利用される方へ

里帰り等の都合により諏訪圏域外の施設において産後ケアを受ける場合、利用後に申請していただくと、市から利用費用の一部が助成されます。(上限額があります。上限額を超えた分は自己負担になります)

①事前の手続き

- 1) 利用する施設、利用日が決まりましたら諏訪市保健センターへご連絡ください。
- 2) 産後ケア(宿泊型・通所型)を利用される場合には、産後ケア事業利用申請書を提出してください。(令和7年5月中旬から子育て応援アプリ「すわっ♪ぷり」より申請が可能となります。)

②圏域外施設での産後ケア実施

- ・母子手帳に、実施日、実施施設名を記載してもらい、費用を実施施設へお支払いください。

③費用の請求

- ・事前に来所日を諏訪市保健センターへご連絡ください。
- ・最後に産後ケアを受けた日から90日以内に申請してください。
- ・下記の持ち物をご準備ください。

【持ち物】

- 1) 諏訪市産後ケア事業諏訪圏域外実施補助金交付申請書(諏訪市HPよりダウンロードしてください。)
- 2) 産後ケアに要した費用の額を証する領収書(明細書がある方は一緒にお持ちください。)
- 3) 諏訪市産後ケア助成券
- 4) 母子手帳(実施日・実施施設名の記載されたもの)
- 5) 振込口座のわかるもの(通帳、キャッシュカード等)

